

令和2年第5回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月8日（火）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について
日程第37 一般質問

◎出席議員（16名）

議長 16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
民生部長	平間敏春君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
企画課長	今井昌幸君	財政課長	堀嶋英俊君
危機対策室参事	山地茂樹君	保健福祉課長	古賀伸次君
保健福祉課参事	深澤万喜子君	住民生活課長	高橋静江君

《令和2年9月8日》

税 務 課 長	二 瓶 雄 介 君	子 育 て 支 援 課 長	太 田 貴 幸 君
農 政 林 務 課 長	広 瀬 淳 次 君	生 田 原 総 合 支 所 長	大 辻 祐 一 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	伊 藤 雅 彦 君	白 滝 総 合 支 所 長	鴻 上 栄 治 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君
総 務 課 長	村 上 裕 和 君	社 会 教 育 課 長	小 野 寺 正 彦 君
図 書 館 長	中 島 伸 司 君	監 査 委 員 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 淳 次 君

◎議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	菊 地 隆 君	事 務 局 係 長	田 中 郁 美 君
事 務 局 主 幹	岩 井 誠 志 君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、一宮議員、前島議員を指名します。

◎日程第31 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第31 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうから質問させていただきます。

公共施設の有効利用と取壊し計画の策定を。

遠軽町が所有する建築物の総床面積は、遠軽町公共施設等管理計画によると30万9,743平方メートルとなり、町民一人当たりの延べ床面積は14.62平方メートルであり、全国平均の3.22平方メートルと比較すると4.54倍になります。大規模改修の目安である30年以上経過した建築物の延べ床面積が全体の約半分を占め、老朽化が進行しているが、財政面などの理由から、改修及び取壊しを先送りしているのが現状であります。

そこで、次の3点について町の見解を伺います。

1点目、遠軽町公共施設等総合管理計画において、公共施設を人口減少や人口構造の変化に合わせて縮減し、建設から30年経過し活用が見込まれない場合は廃止、その上で売却・貸付けなどが見込めない場合は取壊しを基本とし、長寿命化を図り資源の有効活用に努めると明記されております。現在、利用・活用されていない施設については、今後、取壊しをするのか、またはテレワーク・ワーケーション・サテライトオフィス等、アフターコロナ後のスローライフ応援事業に活用して資産の有効利用を図るのか、町の見解を伺います。

2点目、社会教育施設長寿命化計画において、老朽化、利用者の少ない施設、近隣に同様の施設があるものについては、大規模改修が必要とされる時期に再度活用方針を検討するとあります。公民館・体育館・プール等対象施設33施設のうち、築50年経過した施

設が6棟、築30年経過している施設は19棟になります。これらの施設については、建築年度・耐震基準・利用者数・老朽化度合い、さらには地域バランス等を考慮し優先順位を決定して、具体的な廃止及び取壊しの年次計画を策定すべきではないかと考えますが、町の見解を伺います。

3点目、老朽化している公共施設の延べ床面積は、社会教育施設で約12%、学校教育施設で約35%、公営住宅については約17%となり、これらの施設については長寿命化計画が策定されていますが、それ以外の約35%の建築物の延べ床面積についても個別施設の長寿命化計画を策定し、具体的な廃止及び取壊しの年次計画を策定すべきと考えますが、町の見解を伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤登議員の公共施設の有効利用と取壊し計画の策定をの御質問にお答えをいたします。

1点目の現在利用、活用されていない施設については、今後、取壊しをするのか、またはテレワーク・ワーケーション・サテライトオフィス等、アフターコロナ後のスローライフ応援事業に活用して資産の有効活用を図るのかについてですが、公共施設の利活用に関しまして、現在、平成28年1月に策定した遠軽町公共施設総合管理計画の改定作業を行っているところであり、今年度中に公共施設全体の将来負担コストを精査したいと考えております。

これまで公共施設の廃止や統廃合に関しましては町村合併後、11年度目から段階的に地方交付税の額が縮減されることから、速やかに見直しを行う必要がありましたが、町村合併後の各地域住民の皆様への影響や要望などを考慮し、一部の施設を除き引き延ばしてまいりました。来年度から計画の改定作業を基に、本格的な施設の見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、公共施設総合管理計画の策定は、国の指針に基づき策定しており、議員の御質問にある取壊し計画の策定について指針には示されておりません。また、テレワークの拡大などの潮流を踏まえた総合的な移住・定住の促進を図る目的で推進するスローライフ等応援事業への活用に関しましては、国の臨時交付金を活用するとともに、移住者や企業への譲渡等も考慮し、テレワークやサテライトオフィスなどへの施設の有効活用を図ることとしております。

次に、3点目の約35%の建築物の延べ床面積についても個別施設の長寿命化計画を策定し、具体的な廃止及び取壊しの年次計画を策定すべきについてであります。1点目と同様になりますが、遠軽町公共施設総合管理計画の改定作業を基に、来年度から本格的な見直し作業を進めてまいりますので、個別施設ごとの計画が策定されていない施設の計画策定についても、併せて検討してまいりたいと考えております。

《令和2年9月8日》

公共施設の見直しに当たりましては、今後の人口減少や財政状況、アフターコロナを踏まえた新たな生活様式などに対応するとともに、地域住民の皆様にとって極端な利便性の低下を招かないよう配慮するため、利用者や自治会などの皆様と議論を深めながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

3番佐藤登議員の2点目の御質問にお答えいたします。

老朽化した社会教育施設については優先順位を決めて、具体的な廃止及び取壊しの年次計画を策定すべきではないかとの御質問ですが、社会教育施設長寿命化計画につきましては、施設の実態を踏まえ、需要・劣化度・施設評価・活用方針の4段階で専門的な視点から判定を行い、施設の長寿命化について基本方針を定めたものであります。また、本計画の実施に当たりましては、優先順位の考え方、施設管理の長期的見通し、計画期間内の実施計画を定め、進めていくこととしております。

計画の推進に当たりましては、本計画に基づきつつも、利用状況など現状を勘案しながら、さらに施設の集約化、複合化も併せた中で検討を重ねた上で、計画的に実施していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） まず、1点目の回答につきましては、今後、町としては来年度からの計画が策定されるとともに、施設見直しを作業を行うという前向きな回答をいただきましたが、現在、具体的に利用、活用されていない次の施設についての方向性を伺います。グリーンヒルハウス、フラワーヒルハウス、先史資料館、旧遠軽図書館は、使用目的を逸してから長年経過しております。景観と美観を踏まえた上で、その後、取壊しをするのか再利用するかについて、個々の施設について回答を伺います。

○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） ただいまの御質問、グリーンヒルハウス、フラワーヒルハウス、先史資料館、旧遠軽町図書館、この四つの施設の取壊しなどの関係でございます。

町長の答弁にもございましたが、今年度、実施いたします公共施設等総合管理計画の改定作業を基にして、そのような検討も進めてまいりたいというふうに考えております。現在、四つの施設に関しましては、廃止した施設もございますし、一部倉庫として利用している状況でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 分かりました。

それと、今回、町長の答弁の中で、来年度から計画の策定と施設の見直し作業を行うと

ありましたが、町長の答弁の中、長寿命化計画の国の指針には取壊し計画が示されていないので、町としては今後、具体的な取壊し計画を見直し作業の中に組み込む予定があるのかないのかについて伺います。

○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） ただいまの御質問ですけれども、国からの通達に基づきまして、町としては行革を最優先に、公共施設等総合管理計画というものを定めております。今、御指摘にありました取壊しに関する記載でございますけれども、公共施設等総合管理計画の中にはそのような記載はせずに、あくまでも御質問のほうにありましたが、30年が経過した施設に関しては、そういう対象を検討していくというような大まかな流れで今検討しておりまして、各施設ごとにつきましては、その施設を延命化を図っていくかどうか、全体的な公共施設全般の標準化というのでしょうか、施設管理に係る標準化を図るために、そういった計画を定めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 分かりました。

次、2点目の社会教育施設長寿命化計画について。

社会教育施設については、確かに計画的に廃止、取壊しすることにより、我々現役世代と次の世代の負担の平準化を図ることができると思いますが、具体的な施設として築50年経過した安国公民館、キララン清里、丸瀬布木工施設について、今回の長寿命化計画では令和12年から令和21年にかけて活用方法を再検討するとなつて、具体的な廃止、取壊し計画が示されておられません。これら施設についても10年、20年後の廃止、取壊しの実施計画を具体的に策定して実行することが、我々世代の務めと思いますが、町の考え方を伺います。

○議長（前田篤秀君） 小野寺社会教育課長。

○社会教育課長（小野寺正彦君） ただいまの御質問にお答えします。

計画でも、ここにつきましては利用検討等、進めることとしております。また、10年後、20年後の利活用につきましても、この中で検討していきたいと思つています。また、そこにおきまして取壊しが最善でないか、または集約等が必要ではないかとの結論が出た段階で、実施の方向性等を定めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思つています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 確かに、10年、20年後というところ、この中でお勤めを終える方がかなり出ると思つていますけれども、その辺も含めて早目に計画すべきではないかと思つています。

次の質問について伺います。

今年3月に、社会教育施設長寿命化計画と学校施設長寿命化計画が発表されております

が、これらの施設に関わる現状と課題について、町民と情報を共有するためにもホームページに掲載すべきですが、現在、私、見たところ、ホームページに載っておりません。いつホームページに掲載するのか、お伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

ホームページに掲載してはという御質問ですが、ただいま準備を進めている最中でございます。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 現在の状況では、いつ頃になる予定かお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今月中には掲載するようにいたしたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） ありがとうございます。

3点目のその他の公共施設、総合管理計画についてお伺いいたします。

現在、その他の施設の中で床面積の大きな施設、特に役場庁舎、消防庁舎など災害時において司令塔となる役場、実行部隊となる消防については早急に計画し、実施すべきと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） この件について、私のほうから。

今、役場庁舎の改築、消防庁舎の改築、非常に規模の大きな話でございます。私、常々議員の皆さんからも聞かれますし、町民の方からも聞かれます。今、大型事業、芸術文化プラザ、工事中であります。それから、道の駅も営業、間もなく1年になりますけれども、そういった事業を計画的に財源の積み立てから始まって、財源の確保からですね、確保、積み立てと来て、実施してきております。こういった大型事業の今後の、起債も借りていますから、そういったものの状況、また、今後の交付税の状況も見ながら、庁舎・消防庁舎等の改築については、検討をしまいたいというふうに答えているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 分かりました。

次に、今年3月に閉園した瀬戸瀬保育所と来年度に閉校予定の瀬戸瀬小学校は、瀬戸瀬ICインターチェンジの入り口に当たり、景観上、または防犯上からも重要な位置にあるので、今後、どのように再利用するのかを伺います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 施設の廃止等についても以前から、例えば旧遠軽小学校です

か、そういったこともございました。基本的な私の考え方としては、それを置いておくことによって多額な維持管理費がかかるというものは、これは速やかに取壊しをしてまいりたいと考えておりますけれども、そういったものでない場合は、どのように利活用できるのか、そういったことをじっくり考えてもいいのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 最後になりますが、取壊しについては全体的に確かに町としての財源不足が重要な課題かと思っておりますけれども、今後、いろいろな補助事業、国の施策等を探し出して、こういう取壊しを順次進めていくべきかと思っておりますが、その辺について町長の考えをお伺いして、最後の質問といたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 佐藤登議員の質問、非常に行革を進めなければならないという観点からは、非常に後押しをしていただける質問かなというふうに思っております。

1点ですね、財政的なものだけで取壊しをしてきているわけではございません。1回目の答弁にございましたように、合併して、合併後の各地域住民の方のいろいろな要望だとか、そういうのを踏まえた中で今まで交付税が減ってきて、一つのまちになれば減りますから、本当はそれまでに整理をしなければいけなかったのしょうけれども、そういったことを考えて一部手をつけていないものもあるということでありまして、ただ、これは今後、これから遠軽町が続けていくにおいてしっかりと見直しをしなければいけないという観点から、先ほどもろもろいろいろな計画ありますけれども、そういったものを今後、行革を頭にして進めていかなければいけないというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、3番佐藤議員の質問を終わります。

通告2番、岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 通告書に従って、私のほうから質問いたします。

新型コロナウイルスに関する各分野での対応と対策についてであります。

広報えんがる瓦版の7月4日号に、「道は、これまで新型コロナウイルスに関連した感染症について、厚生病院と障がい者施設において7月2日現在終息したと発表」とありました。

全国的には少しずつ減少はしているものの、感染が続いています。

北海道は、6月1日に休業要請が解除されましたが、その後も毎日のように感染者が確認されております。このように感染は収まっているわけではなく、次の感染の波がいつ起きるのか、予断を許さない状況が続いています。今後は、ウイルスの存在を前提に、日常生活も経済活動も維持することが必要です。それだけに息の長い支援と対策が求められます。

遠軽町もこの間、感染防止対策と経済対策に努力をしてきましたし、各分野においても懸命の努力がなされてきたものと考えます。これまでの経験を今後に生かすためにも、それらの対応と対策、支援の取組について伺います。

一つ目、医療関係についてですが、国も道もPCR検査について今後拡大するとしていますが、抗原検査も含めて、行政検査の実施についてどのように考えておられるか伺います。

二つ目、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合、国民健康保険税を減免する措置が国から通知されていると思います。その概要と町民への周知について伺います。

二つ目、介護の関係についてですが、介護施設におけるデイサービスやショートステイの利用減に伴う減収、緊張が続く感染防止の取組、不足する介護職員の確保など、各事業所は困難に直面しています。これらの現状をどのように把握し、それらへの支援をどのようにされているのか伺います。

二つ目、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合、1号被保険者の介護保険料が新たに減免される措置が国から通知されています。その概要と町民の周知について伺います。

三つ目、子育ての関係について。

1、長く続いた学校休業や外出自粛、休業要請によって、子育てにもさまざまな影響が心配されます。家庭内における児童虐待などが報道されています。DVなどの事案も懸念されます。そのような事例がなかったのかどうか、また、それらへの対応と支援はどのように取り組まれているのか伺います。

2、保護者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院・隔離となります。そのとき残された児童の保護、預かりについてはどのように対応されるのか伺います。

3、秋から冬にかけてインフルエンザの流行が懸念され、同時に新型コロナウイルスの感染拡大も危惧されています。それだけに早目のインフルエンザの予防接種が重要になってきます。子どもたちのインフルエンザの予防接種を積極的に実施する必要があります。そのためにも高校生までの予防接種の無料化を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

四つ目、就学援助制度の取扱い及び及び周知について。

本年4月6日、文部科学省は「新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱い及び周知について」の事務連絡を出しました。これには、就学援助の柔軟な対応を述べていますが、その内容と町民への周知について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

岩澤議員の新型コロナウイルスに関する各分野での対応と対策についての御質問にお答

えいたします。

まず一つ目の項目、医療関係についての1点目、行政検査の実施についてどのように考えているかとの御質問ですが、紋別保健所に確認したところでは、現在、国内において新型コロナウイルス感染症の病原体診断方法として、行政検査が運用されている検査方法は、PCR法、ランプ法、抗原検査の3種類となっております。行政検査においては、感染症法にのっとり感染症の蔓延防止のために、各都道府県が実施主体となり行われている検査であり、これについては適切に進められているものと考えております。

2点目の国民健康保険税を減免する措置の概要と町民への周知についての御質問ですが、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合、国民健康保険税を減免する措置の概要については、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯については全額を減免し、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入のいずれかの減少額が前年の30%以上であり、前年の所得が一定以下の世帯については、国民健康保険税の全額もしくは一部を減免するものであります。

対象となる国民健康保険税については、令和元年度及び令和2年度の課税分で、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのものとなっております。

また、町民への周知につきましては、納付書を発送する際に、減免制度に関するチラシを同封しており、ホームページにも掲載し御案内しております。

なお、申請については、既に受け付けているところであります。

次に、二つ目の項目、介護の関係についての1点目、介護施設における支援をどのようにされているかとの御質問ですが、5月までに介護施設を含む社会福祉事業所、医療機関、こども園、保育所、学校等に対してマスクを10万枚配付しております。

また、先日の補正予算で説明したとおり、社会福祉サービス事業所に対する支援金を計上しております。

北海道内での感染拡大以降、各事業所の状況を調査した結果、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、利用者のサービス利用控えやサービス提供時間の短縮、自主休業などによって利用料及び介護報酬等が減少となった事業所に対しては、収入減少率に応じて200万円を限度に支援するものであります。

不足する介護職員の確保については、令和2年度予算の介護職員研修費助成金について枠を広げ、改正前の初任者研修に加え、介護福祉士の資格を取得するための研修費を助成することとしております。

さらに新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国の制度であります介護職員の再就職準備金の上限額が20万円から40万円に引き上げられておりますので、まちのホームページにおいても掲載し、併せて事業所にも既に周知しているところでございます。

2点目の介護保険料を減免する措置の概要と町民への周知についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、また、重篤な傷病を負った第

1号被保険者について全額を減免し、また、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入のいずれかの減少額が前年の30%以上であり、前年の所得が一定以下の第1号被保険者については、介護保険料の全額、もしくは一部を減免するものであります。対象となる介護保険料については、令和元年度及び令和2年度課税分で、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのものとなっております。

また、町民への周知につきましては、納付書を発送する際に減免制度に関するチラシを同封しており、ホームページにも掲載し、御案内しております。

なお、申請については、既に受け付けているところであります。

次に、三つ目の項目、子育ての関係についての1点目、児童虐待、DVなどへの対応と支援はどのように取り組まれているのかとの御質問ですが、学校休業、外出自粛、休業要請など、新型コロナウイルスの影響によって新たに発生した児童虐待、DVなどの事案についてはありません。そのような事案についての通報、確認などがあった場合には、事例に応じて児童相談所、学校、教育専門相談員、保育所、社会福祉事業所、民生委員児童委員、警察などで構成されている遠軽町要保護児童対策地域協議会ケース検討会議を開催し、支援・対応に当たっているところであり、関係機関との連携を密に対応してまいります。

2点目の保護者が感染した場合の残された児童の対応については、北海道が方針を示しており、他の親族による養育などができない場合、児童養護施設や医療機関への委託なども含め、児童相談所による一時保護を行い、保護者の方が安心して治療に専念できるように努めるとしております。

3点目の高校生までのインフルエンザ予防接種の無料化についての御質問ですが、現在、まちでは13歳未満、65歳以上及び60歳から64歳で、心臓などに機能障害を持つ方を対象にインフルエンザワクチン予防接種について、1回1,300円の助成をしており、生活保護世帯は全額助成となっております。現行のインフルエンザワクチンは、ほかの予防接種とは異なり、直接の感染を防ぐ力はなく、重症化の予防の観点から個人や家族、所属集団など身近なところでの個人防衛のための予防接種として、任意接種に位置づけられております。このため高校生までの無料化については、今後の状況を見ながら判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

岩澤議員の四つ目の項目、就学援助制度の取扱い及び周知について、その内容と町民への周知についての御質問にお答えいたします。

文部科学省からの通知の内容につきましては、要約いたしますと、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯に対し、通常は前年度の収入により認定してい

るところを特別な事情がある場合として、年度途中であっても配慮願いたいとの通知になっております。その旨は、既に各学校にもお知らせしているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 町長の答弁及び教育長の答弁、既にほとんど手を打たれているということで、改めて確認することも特にはないのですが、二、三点。

一つ目の行政検査についてですが、これは都道府県がやるという話だったのですが、まちとしてそういう事態が起きたときに、これはこういう形でやるから安心してくださというメッセージを出すことは、大事だなというふうに思うのです。

今、町民の間に、現在、感染者は遠軽町内ゼロだと思うのですけれども、やっぱり不安が非常にあるのですね、皆さんに聞くと。この先、いつまでコロナにおびえて生活しなければならないのかという気持ちでいっぱいなのですよ、その不安を払拭してくれるのは検査だと思うのですよね。検査できる体制が、遠軽町あるのかということがよく出されています、どうしたらいいのか。もちろん熱出れば、保健所に連絡というのはもう案内されていますから、危険な場合にはそうするのですが、いざとなったときに検査をしてもらう体制が、遠軽町にあるのかどうかということをよく聞かれるのですよね。その辺、今の話では遠軽町としてはやる体制はないと、特別町として、道の関係だからということだったのですが、その辺のことは検査できる体制というか、まちとしてはいざそういうことが起きたら、ぱっとできますよというようなことを皆さんに教えてもらえればと思うのですが、町としての体制というあたりは無理でしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 答弁にございましたように、北海道で適切に実施していると考えております。検査の対象者については、これまでも感染の拡大を防止する観点から、症状を有している者に加え濃厚接触者全てを対象者とするなど、その対象者を拡大している経過がございます。特に、医療機関や福祉施設等において、集団感染が疑われるような事案が発生した場合には、患者と濃厚に接触した者以外の職員等についても健康観察の実施を指導するとともに、積極的にPCR検査を実施しており、今後も感染拡大リスクが高い施設等において感染者が発生した場合については、積極的にPCR検査等を実施していくこととしており、クラスター発生の際には保健所にて、検体採取に特化した臨時採取所を設置すると伺っております。

なお、8月28日に新型コロナウイルス感染症に関する新方針が示されておりますので、検査の在り方については、国及び北海道の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） その点は了解しましたけれども、今あったように何か起きると

きには保健所なり、道なりがさっと手を打てるということで安心してほしいということだ
と思うのですが、手後れにならないように、その辺のことはしっかりやっていただければ
なと思います。

二つ目の国保関係なのですが、既に納付書と同時に知らせてあるということなのですが、
前年に比べて3割以上の収入が減少した場合ということなのですが、その計算の基準
というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） ただいまの御質問で、減少した収入どのような基準ということ
ですけれども、前年の1月から12月までの事業収入、不動産収入、山林収入、または給
与収入を出しまして、今年の収入、これに該当します収入を既に済んでいる月に関しまし
てはそちらの収入、それから12月までは見込みの収入を出しまして、それを比べて30
%以上減少したということを基準としております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

《令和2年9月8日》

○14番（岩澤武征君） 了解しました。よろしくお願いします。

次に、介護関係ですが、先ほど答弁でいろいろ支援は行っているということでした。それで、なお、施設にも実情伺ったのですが、ある施設では自前で200着のビニールの防護服、正式な防護服ではないのだけれども、今はそれがノーマルになっているみたいなのですが、ビニール製でキャップとマスクと、特別にいいマスクとそれから手袋とビニールでできたかっぱのような防護服と、これが基準になっているみたいなのですが、防護服はそろえたのですが、手袋が足りないと。町のほうでもいろいろ手はずして、いろいろなことをやっているようなのですが、ここの施設でも手袋が足りないとということでした。また、ある小規模の施設では、マスクやアルコール、消毒液、これらも不足だし、防護服みたいなのは全くないと、準備できないというような話でした。

こういう状況なので、もちろんそれぞれの施設の状況をまちとしては確認しながら、また、施設の状況を確認しながらやられているというふうに思うのですが、こういう小さなところでは、そういう準備ができないものがあるので、何かあったときには町のほうが中心になって、必要なものをさっと提供できるというような体制が必要でないのかなというふうに思ったのですが、町が中心になってそういうことをさっとできると、いざとなった

ときには供給できるという体制というのはできないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） お答えいたします。

昨日、補正予算の御説明でもありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業の需用費、消耗品につきまして330万円の計上をしております。こちらにつきましては、社会福祉施設等において感染者が発生したときの防護服、グローブ、ゴーグル、フェイスシールド、シューズカバー、マスク等を購入し、保健所や医療機関が介入するまでの間の初動対応分として提供するために備蓄するものでございます。

数量については、現在、需給が逼迫しているものもございますので、取りそろえられるものから順次購入していきたいと考えております。

なお、施設につきましては、各施設の備蓄を進めていただくよう通知もしているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 了解しました。確かにそのとおりだと。

次に、介護保険料の件で、これ国保と同じなのですが、納付書でもう発送して、既に受け付けているということですが、これに該当する、減免の対象になる方はどのくらいおられるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） ただいまの質問ですけれども、介護保険で減免になった被保険者数ですが、8月末で令和元年度分が8名、令和2年度分が9名、合計17名ということになっております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 先ほど、納付書でちゃんと知らせるという話だったのですが、私の周りでも介護保険の関係者、1号被保険者は遠軽町の場合7,000人を超える人がいるわけですから、私が聞いたところ、そういうのは知らなかったということがほとんどなのです。最も納付書の中で知らされたり、あるいは高齢者だとホームページとか電子機器で知らせるのも、見ていない人も結構いるのですよね。ぜひ再度こういうことを、大きな字で知らせてもらえればありがたいと思うのですが、国保の関係も同じなのですね。いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 必要に応じては、広報への掲載なども検討していきたいと考えております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） よろしく申し上げます。

次に、子育て関係なのですが、虐待やDV、遠軽町ではないということで安心をしまし

た。ただ、きのうの新聞でコロナの感染の関係で、母子家庭の18%が食事回数減少しているというのがありました。遠軽町でもコロナによる子どもへの影響、あるのではないかなというふうに思うのですが、この影響についてアンケートなど調査する必要があるのではないかなというふうに思うのですが、これは学校関係になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今のところ、考えてはおりません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 全国的にも大きな影響があるということを報じられている中で、遠軽町だけ、遠軽町の子どもだけ影響がないということは考えられないので、それぞれの学校でも先生方も親も、一生懸命歯食いしばって頑張っているとは思っているのだけれども、やっぱり客観的な情報を得るためにもぜひ、これは関係の機関と相談してこの影響について、今でなくてもいいし、もうちょっと後でもいいとは思いますが、ぜひこの影響調査というのはやるべきではないかなというふうに思いますので、検討していただければなと思います。

次の保護者が感染の場合なのですが、先ほど答弁では児相に預かるという形になっているし、いろいろな相談員などとも対応しているということなのですが、遠軽町に児相はないですね、北見だったと思うのですが。遠軽町内でそういう子どもを預かる、そういう仕組みは今のところないのでしょうか。そういう場所があれば、親御さんとしてもすぐ相談できるし、安心できるのではないかなと思うので、今、コロナ禍の中でいろいろなことが起きているわけですから、そういう施設といますか、子どもの居場所みたいなものをこれからつくるということを検討してみる必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） お答えをいたします。

まちで独自に児童を預かるというような施設を設置するという、今、考えはございません。答弁にもありましたように、児童相談所の一時保護につきましては、児童養護施設や医療機関への委託なども含め、保護者の方が安心して治療に専念できるように対応するというところでございますので、そのような委託を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 了解しました。そういうことは、親御さんにきちっと知らされているということが必要なことで、大事なことだと思うので、関係の人のところには行っているのだろうと思うのですが、もっと広くその辺のことを広報してもらえれば、ありがたいなというふうに思います。

次、インフルエンザの件なのですが、今の段階では考えていないと、今後の状況見ながら判断するという答弁だったのですが、医療関係者に尋ねたのですが、この秋から冬にかけてのインフルエンザとコロナの感染が最も大変だと。見分けがつかないから、まず、発熱外来に行ってもらわなければならないと、そうなるとパンクするかもしれないということなのですよね。インフルエンザですから、完全になくすということはないと思うのですが、インフルエンザをいかに少なくするかということが、大きなかぎになるような気がします。

先ほどあったように、高齢者と子どもたち、1回1,300円の助成金出されていますけれども、子どもに対しては病院によって変わると思いますが、1回目3,700円、2回目が2,500円ということで、子ども1人6,200円に対して2,600円の補助なのですよね、かなり大きな負担になるのではないかなというふうに思うのです。その辺のことも考えると、予防接種を、任意接種ですからということでこのままにしておくと、予防接種をあきらめる親もいるのではないかなと。毎年、学級閉鎖や何かは必ずといいほどありますよね、このインフルエンザをできるだけ抑えるためにも、ぜひ検討してもらえればと思うのですが、再度。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） お答えいたします。

インフルエンザワクチンにつきましては、医療機関に確認したところ、新型コロナウイルス対策としては直接的な関係はないとは考えられますが、両方疾患することもあることから、一つの疾病を予防するという観点からは、できるだけ多くの予防接種を受けていただくことは好ましいとの回答をいただいております。

答弁にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症に関係なく、町では従来から重症化するなど必要な方に対して、インフルエンザワクチン予防接種に対する助成を行っておりますので、継続して対応したいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 今の段階ではしょうがない、ただ、秋から冬にかけてそういうことが起きたときに、パニック状態にならなければいいなということを心配します。

4点目の就学援助なのですが、これらも既に通知しているということなのですが、新たに就学援助該当になったという方おられるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

新たにということはありません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 周知しているということだったのですが、再度、こういうことは知らせていかないと、かなりの範囲で影響が出ているはずですので、コロナの影響がね。ですから、ぜひしつこいぐらいにお知らせをして、該当する人には遠慮なく就学援助

を受けてもらうということ、やっただきたいなというふうに思います。今後も随時、申請を受け付けるということによろしいですね。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今後、就学時健診等学校へ出向いていくこともございますので、その場で御説明したいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 最後になりますけれども、これらの質問と関連あるので、通告書にはないのですが、よろしいでしょうか、2点ばかり。

○議長（前田篤秀君） 通告外のやつはだめ。

○14番（岩澤武征君） 厳しいですね。

以上で終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

11時20分まで暫時暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

通告3番、11番佐藤議員。

○11番（佐藤昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうから2点お伺いいたします。

まず1点目は、放課後児童の屋外遊び場の確保についてになりますけれども、遠軽町内には現在児童館が3か所ありますけれども、いずれも屋外の遊具は設置されておられません。児童福祉設備及び運営に関する基準では、屋内の児童館の場合は、屋外遊具の設置は必要ないこととされています。一方、放課後児童クラブ運営指針第6章第1項では、子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊び場を確保することも求められているところです。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響から、学校が一時休業になる中でも放課後児童クラブとして、児童館を開館する対応もとられてきました。これ以降、同じような事態を想定した場合、特に子どもたちの遊びを豊かにするという観点とストレス解消という観点からも、屋外遊び場の確保は必要であると判断いたします。

次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、各放課後児童クラブにおける屋外遊び場の確保状況と屋外遊びの実態はどうなっているか。

(2)として、今、ある児童館敷地に、鉄棒・ブランコなどの屋外遊具を設置する考えはないか。

次に、2点目として、新型コロナウイルス感染症防止のための小・中学校の消毒作業についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言の解除を受け、本年6月1日から小学校・中学校の授業が再開されました。しかし、今、全国的な問題として、教職員による生徒下校後の教室、トイレなどの消毒作業が結果として時間外労働の増加、そして教育への悪影響が心配されるという報道もなされているところであります。遠軽町においても、同じような状況にあるのではと判断いたしますが、新型コロナウイルス感染症がいつ終息するのか全く見通しの立たない中で、本来の教育という任務に支障が出ないよう対策を講ずる必要があると考えます。

次の2点についてお伺いいたします。

まず(1)として、遠軽町内における教職員による生徒下校後の消毒作業の実態はどのようなになっているか。

(2)として、外部委託やあるいは外部人材の登用、活用も含め、地域全体で考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

1 1番佐藤昇議員の一つ目の項目、放課後児童の屋外遊び場の確保についての御質問にお答えいたします。

1点目の各放課後児童クラブにおける屋外遊び場の確保状況と屋外遊び場の実態はどうなっているのかとの御質問につきましては、南小学校校区で開設しているみなみ児童クラブ以外は、開設施設に設置されている遊具施設や、小学校など近隣に設置されている遊具施設を利用しています。みなみ児童クラブにつきましては、近隣に南小学校があり、遊具施設も設置されていますが、そこまでの経路と利用児童数の多さにより、屋外遊具施設の利用はできていませんが、敷地内での屋外遊びは実施しています。

2点目の今ある児童館敷地に、鉄棒・ブランコなどの屋外遊具を設置する考えはないかとの御質問につきましては、各児童館ともに近隣に小学校や屋外遊具施設設置場所があり、また、敷地内での積雪期への対応もあることから、屋外遊具を設置する考えはございません。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

1 1番佐藤昇議員の2項目、新型コロナウイルス感染症防止のための小・中学校の消毒作業についての御質問にお答えいたします。

1点目の遠軽町内における教職員による生徒下校後の消毒作業の実態はどうなっているかとの御質問であります。町内の小・中学校は6月1日から学校再開となっております

が、再開後は新型コロナウイルス感染症対策として、文部科学省初等中等教育局通知の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」これに基づきさまざまな対策を講じた中で、校内の消毒作業も行われております。

小学校におきましては児童の下校後、ドアノブ、スイッチ、蛇口、手すりなどよく使われる部分を中心にアルコール消毒液・家庭用洗剤などを使用し、学校職員が10分から40分程度の消毒作業を行っております。中学校では、放課後において小学校同様に学校職員が行う場合、または、生徒の清掃活動と併せた中で10分から30分程度の消毒作業を行っており、教職員が感染症対策に費やされている時間が少なからずある状況でございます。

2点目の外部委託や外部人材の登用、活用も含め、地域全体で考えていく必要があると思いますが、どのように考えているかの御質問であります。学校の消毒作業につきましては、以前はPTAによるボランティアや地域によるボランティアの話もございましたが、学校としては不特定多数の人が校内に入ることのほうに不安を感じるということで、今後も同様に校内で対応することと考えているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 1番目の質問に関連をして、（1）と（2）と関連せざるを得ないのですが、答弁としてはみなみクラブ以外は近隣の遊び場を利用しているということで、問題ないというか、指針に基づいてやられているということだと思っておりますけれども、ただ問題は、南小学校が近くにある南児童館については、例えば南小学校の遊具なども使って遊んでいる状況にはないと、ただ、敷地内で遊んでいます。こういう町長の答弁だったというふうに思いますけれども、ほかの児童クラブは遊び場が確保されていて、南だけないというのは、これはちょっと片手落ちではないかというふうに思うのですけれども、ちょっと調べてみたのですけれども、南児童館の裏に、今、住宅がずっと建ってきていますよね。それで南児童館の裏の敷地は、一部公園用地になっているというふうにお伺いをしています。ということは、もともと南児童館の裏の公園用地に、遊具などを置いた公園的なものをつくる予定があったのではないかと、こういうふうに判断をしています。

先ほど言いましたように、今、住宅がずっと建ち並んできているというようなことを考えると、なるべく公園については集約を図るという一方では方針はありながらも、仮に公園用地として確保しておるのであれば、この際、そこに遊具を設置して南児童館、みなみ放課後クラブの人たちがそこに通って遊べるような、そういうことをやっていく必要もあるのではないかとこのように考えますが、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの南児童館の隣に公園用地があるのではないかとこのように御質問かと思っておりますけれども、これにつきましては公園用地というような形では

ございますけれども、実際には冬場の雪置き場、いわゆる緑地帯というのは町内かなりのところでありまして、これは公園用地というような形になってございますけれども、今のところそこに遊具を置くというような計画はございません。

ちなみに先ほど児童館の近くに南小学校がございますけれども、そこから300メートルほど離れたところに大角公園というのがございます。徒歩で4分ほどというようなことでございますので、こちらのほうも近隣の方々、あるいは児童館に行っている子どもたちが活用できるのではないかとというふうに考えてございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 公園用地が雪捨て場になっているということについては、これはちょっと質問が、そっちのほうへ質問行くと、また別な角度になってしまいますから、これ以上は言いませんけれども、今、経済部長から答弁ありました大角公園、これが4分ほどのところにあるということですが、ではそのところに子どもたちを引率をしていって、遊ばせるというようなことは考えているのかどうかというのを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

うちのほうとしましては、南小学校が経路としてあるのですけれども、そちらに設置がされているということもありますので、実際に町長からの答弁がありましたとおり、今、そこまでの経路等状況についてちょっと難しいところありますけれども、今後、児童館の職員全体の配置等考えながら、その南小学校までの遊具を利用していきたいというふうに検討を進めている最中でありまして。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 検討されていることについては分かりましたが、一方では受け入れる小学校の側はそれでいいのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

南小学校の遊具の利用の関係については、利用できることで大丈夫でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それで2番目の質問に関連して、ちょっとしつこく言って申し訳ないのですが、いずれにしても全く簡単など言ったら怒られるかもしれませんが、幾らかかるかも私も分かりませんが、せめて鉄棒ぐらいは置いてあってもいいのではないかと。これから冬迎えますから、コロナが収束すれば何も問題ないのかもしれませんが、例えば3密を避けるとか、そういうような支援なども含めて考えると、ちょっと鉄

棒が何個ぐらい置いてあっても、罰は当たらないのではないかというふうに思うのですけれども、ちょっと過去3年遡って決算状況調べてみたのですけれども、いわゆる児童館運営とそれから学童保育事業の関係は、予算は予算だと言われればそれまでなのですけれども、年間100万円を超える不用額、年によっては200万円、250万円というような不用額がずっと出てきているのですよね。幾らするか分かりませんよ。もしそういう不用額が出てくるのであれば、年次的に計画を立てて、先ほど私が言ったような形で簡単な遊具など設置をすることができないのかどうか、改めてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 平間民生部長。

○民生部長（平間敏春君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、放課後児童クラブ運営指針というものがございまして、その中に子どもの遊び場を豊かにするため、屋外遊び場を行う場所を確保することが求められているというのはございます。その中に、さらにその際、学校施設や近隣の児童遊園、公園を有効に活用するということがございますので、今後におきましてもそれらの施設を有効に活用しながら、今後の児童館及び放課後児童クラブの運営を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤昇君） この点に関して、最後にもう1度質問をしたいと思っておりますけれども、平成30年6月に私は一般質問したのですけれども、いわゆる子育て支援センターの設置について考えていくべきではないかというような質問をいたしました。保育所、それから児童館、母子通園センターなどなど集約をして、子育てに関する包括的な支援をできるようなそういう施設を将来的にはつくっていくべきではないだろうかという、こういう質問をさせていただきまして、今後、研究というこういう答弁が当時されています。

したがって、これ以降、そうした子育て支援センターのようなものを造る考えがあるのかないか分かりませんが、ぜひそういったことも視野に入れながら、最終的にどういうふうな形になるか分かりませんが、もしかしたら集約化になっていくのかもしれないけれども、そうした中で私がずっと言っているような屋外の遊具なども含めて設置をしていくような、そういうような方向で検討していくような考えは現時点ではございませんでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 非常に保育所とかの統合の話になりますので、大きな話になります。私のほうから御答弁差し上げたいと思いますが、今も言ったとおり、一番大きなのは保育所の統合になります。これについては、早々簡単に結論が出せる問題ではございません。そういった観点から見て、常にそういったことも頭に入れながら、行政進めておりますけれども、今のところまだほかの事業の案件等考えると、優先順位的には1番か2番かということ、まだそこまではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） では、次の質問に移りますけれども、1番目のこちらの問いに対する答弁についてはさまざまな方策を、対策を講じながらよく使われる部分を中心に、10分から40分、10分から30分程度というふうなことでやられているという答弁がありました。それは間違いないですか。

私もちらっと聞いた話ですと、30分から1時間、時間を要しているということで、したがって相当やっぱり時間外がその分上積みになってきて非常にきついと、こういうような話を聞いているのですけれども、それは間違いないですか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

私どものほうで各学校、小・中学校について確認済みでございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 学校に行って確認済みだというふうにおっしゃいましたけれども、では確認に行った担当者としては、その作業の実態は当然見ておられるのだと思えますけれども、その時どういうふうに感じましたか、どんなふうに感じられたのかお聞かせください。いいですか、大変だと思われたのか、それぐらい我慢しろというふうに感じたのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

私どものほうに確認したところで、聞いた感じでございますが、大変そうだというふうな感じでございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 大変だとすれば、先ほどの答弁にあったように、これからも同じようなことで続けていくという答弁でしたけれども、それでいいのかどうか、もう1度ちょっとお聞きします。

○議長（前田篤秀君） 大貫教育部長。

○教育部長（大貫雅英君） 再度の御質問だと思いますけれども、今後において教職員の方々、学校職員の方々には御迷惑かけることになってしまいますけれども、今の時点ではそのように頑張ってくださいことしかないのかなというふうに考えてございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） その答弁は変わらないということで、ただ、心配するのは子どもたちの教育のことですから、先ほどの答弁の中でPTAとかボランティアとかというお話もありました。質問としても出させていただきましたけれども、これもNHKの朝のニュースでやっていたのですけれども、やっぱりこれは外部人材の活用なり、あるいは教職員の退職者に一部授業を見ていただくのが、少しでも教職員の負担を減らしていくとか、そういうようなことをやっていかないといけないのではないかとというふうに、NHK

の朝の番組で言うておりました。

ちょっとこれ一つ確認といいますか、しておきたい。恐らく教育部としてはこういう書類については、入手をされているのだというふうに思いますけれども、実はマチコミという各学校の保護者が登録をしているアプリがあるようで、ソフト、疎いのですけれども、そのアプリの中で保護者の皆様へという、北海道教育委員会から学校の新しい生活様式の関係について変わりましたという、そのポイントが示されている文書があるのですけれども、これはお持ちですか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問ですけれども、保護者の皆様へという通知文は私どものほうにもございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） これはあくまでも北海道教育委員会、道教委からの文書ですから。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員、簡潔に質問してください。

○11番（佐藤 昇君） 簡潔にと言われても、言いたいこと言わなかったら理解してもらえないでしょう。ちょっとおかしいのではないですか。

○議長（前田篤秀君） だから簡潔に質問して。

○11番（佐藤 昇君） 分かりました。これを保護者の皆様へということの、では簡単に言います。これずっと読んでいくと、変わった中身は、学校において消毒作業は必要ないというふうに書いてあるのですよ。だとすれば、やらせる必要ないのではないかと、逆のようですが、どうですか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

資料の中に、消毒は感染者が発生した場合でなければ、基本的には必要ありませんというふうに、感染者が発生していない場合であれば、全ての消毒作業が不要であるかのように捉えられないような記載となっております。机や椅子、ドアノブ等の大勢がよく手を触れる部分については、これまで同様に消毒をするように行っておりますので、御理解願いたいと思います。

○11番（佐藤 昇君） 分かりました。よろしいです。

○議長（前田篤秀君） いいの。

以上で、11番佐藤議員の質問終わります。

通告4番、阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 通告書に従いまして、一般質問いたします。

1点目は、特別定額給付金の対象となる基準日の翌日以降に生まれた新生児への給付金について。

「内閣府は、7月27日都道府県に対し、新型コロナウイルス対策として2020年度

第2次補正予算で増額した地方創生臨時交付金について、新生児などに自治体独自で行う給付金の支給に活用できる」と通知されました。通知では、活用事業例で子育て世帯などに対して給付金を挙げていることを踏まえ、「感染症の拡大の中で出産や産後の育児などに不安を抱える妊産婦や新生児などへの給付金の支給が可能」と明示されました。

そこで遠軽町独自支援として、特別定額給付金の基準日の翌日以降にお子さんが生まれた世帯に対して、臨時特別的な給付金を支給する考えはないか、町長の見解を伺います。

大きな2番として、新しい生活様式に向けた諸施策の具体化について。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しています。今後は、定着させるための具体的な施策を本町においても推進し、自立的な地域社会を構築していく必要があると考えます。国も新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資・社会実装とその環境整備を進めていくこととしており、特にデジタルガバメントは今後1年間が改革期間であると、いわゆる骨太方針にも示されました。

また、内閣府が示した「地域未来構想20」の中では、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されています。そこで、デジタル化の果実を本町に大胆に取り入れるとともに、オンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住、企業や学校の休日を見直し、分散化を図ることによって、魅力あるまちづくりと質の高い地域社会を築いていくために、具体的な施策の進捗や見通しについて、町長の見解を伺います。

(1)として、教育分野において3密を防ぎながら、切れ目のない学習環境の提供は重要です。オンライン学習のための端末や機器の整備など、GIGAスクール構想関連事業等との連携、さらには児童生徒・教員が学校、自宅で行うICT環境の整備は急務と考えますが、進捗状況について伺います。

(2)は、文化芸術、図書館、公共の施設など人が集まる空間では、密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型情報発信などが安心を担保すると考えます。また、文化芸術・スポーツの活動継続に向けた支援についても、積極的に推進すべきです。現在の取組状況と今後の見通しについて伺います。

(3)、これまでの地域コミュニティを中心に、高齢者・子育て家庭などの見守りや支え合いの社会を築いてきましたが、新しい生活様式に対するため、オンラインツールの活用も重要です。特に、介護や福祉分野では、ロボット技術やICT等の導入を用いたケアモデルの支援、個人の健康データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につなげていくべきです。こうした課題にどう取り組まれているのか、見解を伺います。

(4)は、ITの浸透が人々の生活にあらゆる面でよりよい方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションによって、地域の価値を高めていくことにより、移住や企業誘致を促進すると考えます。そこで医療や住まい、交通などアクセスしやすいサービスを地域限定で整えたり、空き家を利活用したワーキングスペースの整備や住宅の整備、自転車や

自動車などを多くの人と共有して利用する仕組みづくりを推進し、誰もが住み続けられるまちづくりを実現するべきと考えますが、見解を伺います。

(5)、新たな日常の構築に向け、さまざまな生活現場で感染拡大を防ぐ取組が必要と考えます。例えば、多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に、手を触れずに済ませることができる自動化の推進や工夫、マンションや住宅における宅配ボックスの設置なども有効です。本町においても、生活上のリスクを下げるための取組を推進すべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の一つ目の項目、特別定額給付金の対象となる基準日の翌日以降に生まれた新生児への給付金についての御質問にお答えいたします。

特別定額給付金の基準日の翌日(令和2年4月28日)以降に、お子さんが生まれた世帯に対して、臨時特別的な給付金を支給する考えはないかについてですが、国の第2次補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、遠軽町において活用が可能な事業を取りまとめ、9月末までに実施計画を国に提出するため、現在、作業を進めているところであります。本議会におきましても、実施計画の一部の事業に係る補正予算を計上させていただいたところであります。

阿部議員御質問の新生児への特別定額給付金につきましては、実施計画に盛り込む予定で制度内容を精査中でありますので、詳細がまとまりましたら、委員会等で御説明をさせていただきます。

次に、二つ目の項目、新しい生活様式に向けた諸施策の具体化についての御質問にお答えいたします。

2点目の密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型情報発信、文化芸術・スポーツの活動継続に向けた支援について、現在の取組状況と今後の見通しについてですが、本町の公共施設におけるオンライン情報等の提供に関しましては、町ホームページや指定管理者の団体ホームページから情報提供をしているところですが、施設における密の状況を情報提供するまでには至っておりません。

町ホームページに関しましては、本年リニューアルしたことから、施設を管理する所管課が速やかにイベント時などにおける混雑情報の提供も可能でありますので、状況に応じて対応してまいります。

アプリなどを活用した予約システムにつきましては、現在、建設中のメトロプラザへの導入に関して検討を行いました。道内における同様の施設におけるシステム導入状況は極めて低く、申請手続方法や費用対効果の面で、導入については見送ることとしております。その他の使用料を徴収する公共施設などにおいて、現時点で導入している施設はございませんが、施設の稼働状況や財政状況などを踏まえ、慎重に検討してまいります。

《令和2年9月8日》

プッシュ型情報発信につきましては、道の駅遠軽森のオホーツクや地域おこし協力隊員によるフェイスブック等を活用したイベントや地域情報等の発信を行っております。

また、ユーチューブなどのプル型という自ら取りに行く情報発信の媒体も活用し、多くの情報発信を進めてまいります。

文化芸術・スポーツの活動継続に向けた支援に関しましては、活動される皆様の感染症予防を最優先とした対応方針により推進しているところであり、当面は感染症予防対策を中心に活動を支援してまいります。

3点目の新しい生活様式に対応したオンラインツールの活用等については、介護福祉分野におきましては、昨年、げんき21において介護ロボットの展示講習会を開催し、社会福祉事業者が実際に操作体験をしているところではありますが、現在までのところ導入に至った事業所はございません。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、施設における御家族の面会が自粛されておりますが、国の交付金の中でオンライン面会に係る経費について、助成する制度が設けられていることから、各事業所に周知をしているところでもあります。

電子母子手帳「すくすく遠軽母子モ」につきましては、平成30年度に導入し、予防接種等の管理、子どもの成長記録、まちの育児情報などがスマホで管理・情報収集できるものとなっております。

健康データの活用については、平成26年度に国保データベースシステムを導入し、健康データの分析に活用しております。これは国保連合会が持つ医療・介護・特定健診等のデータを突合せさせたシステムであります。さらに詳細な分析を進めるため、令和元年度に保険者データヘルス支援システムを、まちとして独自に導入しております。このシステムは、国保データベースシステムの個人の医療・介護・検診の情報を比較分析し、まちの課題、事業の評価を行い、個人の指導に生かしているところでもあります。

また、先日の補正予算の中で高齢者保険一体的実施推進受託事業収入がございますが、データの分析を後期高齢者に広げ、介護予防、重症化予防を行い、医療費の伸びの抑制と健康寿命の延伸を図るものであります。

4点目の医療や住まい、交通などがアクセスしやすいサービスを地域限定で整えたり、空き家を利活用したワーキングスペースの整備や住宅の整備、自転車や自動車などを多くの人と共有して利用する仕組みづくりを推進し、誰もが住み続けられるまちづくりを実現すべきについての見解ですが、新型コロナウイルス感染症対策により、テレワークやワーケーションといった働き方が見直され、地域におきましてもICT環境の充実など、デジタル技術への投資が進もうとしています。

本町といたしましてもICT環境の整備をはじめ、災害が少なく、交通利便性や医療・教育の充実、恵まれた自然環境といった面から、移住・定住や企業誘致に係るさまざまな支援策をこれまで以上に取組を進めるとともに、メトロプラザを中心とする駅前周辺の整備に併せ、JRやバス事業者などの関係機関と連携し、公共交通体系の充実を図ってまい

ります。

自動車や自転車のシェアリングに関しましては、大都市圏を中心に需要が高まっておりますが、地方部における活用については、バス・タクシー事業者や民間企業への影響などが懸念されるため、全国的にも普及には至っておりませんが、利便性や環境への配慮という点において、社会情勢を踏まえながら検討してまいります。

5点目の新型コロナウイルスに対する生活上のリスクを下げるための取組についてですが、現在、手洗いの励行、咳エチケット、密閉・密接・密集の3密防止など北海道から発出されております、新北海道スタイルを実践することが重要であり、町民の皆様一人一人はこれらを意識せずとも、自然に行えるよう定着させることが、生活上のリスクを下げることにつながるものと考えます。

まちとしましては、これまで全町民へのマスクの配布や医療機関等への消毒液、マスクを配布するなど感染症対応を行ってまいりましたが、引き続き公共施設の和式トイレの洋式化や受付カウンターでのアクリル板の設置など、感染防止に取り組んでまいりますとともに、広報、まちホームページを通して町民の皆様へ、新北海道スタイルの注意喚起を促し、感染防止に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

阿部議員の二つ目の項目であります、新しい生活様式に向けた諸施策の具体的についての御質問にお答えいたします。

1点目のGIGAスクール構想関連事業等との連携、さらには児童生徒・教員が、学校、自宅で使うICT環境の整備は急務と考えますが、その進捗状況についてはどの御質問であります、GIGAスクール構想関連事業につきましては、各学校において情報通信ネットワーク環境整備工事を6月3日から行っており、8月25日までにケーブル配線工事を完了しております。今後は、校内を無線化するための機器等の設置工事が行われるところであります。また、情報機器端末購入につきましては、小学5、6年生、中学1年生分、児童生徒の403台は既に発注済みであり、令和2年7月臨時議会で補正予算として計上しました1,111台につきましては、本議会で財産取得の御承認をいただきましたので、速やかに契約及び発注業務を行うところであります。

家庭でのインターネット利用環境につきましては、学校を通じて保護者へのアンケート調査を実施しているところであります。教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人に応じて、資質・能力を伸ばすことができる補助的な学習環境づくりに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 1時5分まで暫時休憩します。

午後 0時04分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 1番目の、特別定額給付金の対象となる基準日の翌日以降に生まれた新生児の給付金についてですが、今回この質問をさせていただいたのは、この6月に新生児を初孫として迎えた婦人の方から、こういう制度が各地域であるのですよねというのを聞き、ちょっとインターネット等で調べさせていただきました。道内でも55の自治体で約31%、今後、支給していない、現在していないところが56%あるということなのですが、今後に向けてはいろいろな形で財源を出産祝いとか、そういう形で市町村の独自性を生かしていくのかと思います。

この件に関しては、町長の答弁で、予算の中に今後に盛り込んでいただいたということで、実現してくださるものと受け止めております。それでこの具体策というか、例えば金額とか時期とか、本年度内とかということがはっきりしているようだったらお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 御質問にお答えしたいと思います。

遠軽町での想定の人数として120人程度を見込んでおりますけれども、町長の答弁にもございましたとおり、今回の交付金の実施計画は9月末までに提出することになっておりますので、その状況を見ながら全国的にこの制度が、こういった形で運営されるのかということも見えてくると思いますので、その内容を見た上で3次補正に向けて、制度を整理した上で進めていきたいというふうに思っています。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ぜひ盛り込んでいただいて、実現していただきたいと思います。

次に、2番目の新生活様式に向けたということで、今回、新型コロナウイルスということで誰もが感染するウイルス、また、誰でも感染させるウイルスでもあります。新型コロナウイルスの感染から、私たち身近な命を、人の命を守るよう日常生活を見直していこうということから、新しい生活様式というのが出てきたのだなどは受け止めております。今、各いろいろな部署においての進捗状況、見通しについて伺いました。一つだけ、教育委員会で答弁いただいた自宅でのICT環境のない児童というのがいるかと思えます。この方たちに対する今後はどのような取組をされるのか伺います。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほど、教育長の答弁にもありましたとおり、学校を通じて保護者へのアンケート調査をただいま実施中でございます。家庭でのインターネット利用環境について、調査中でございます。この調査の結果、インターネット環境未整備世帯への対応については、現段階

では国のG I G Aスクール構想関連の補助金を活用して、モバイル型のW i - F i ルーターを教育委員会で購入して、未整備世帯へ貸し出しを今のところ検討しているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○9番（阿部君枝君） その場合は、使用料というのは発生しないのですか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） 通信料の負担については、就学援助費受給世帯のうち要保護世帯については、生活保護費に1万円を限度として、オンライン学習に係る通信費が扶助されることとなっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

9月9日及び10日の2日間は、決算審査のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日及び10日の2日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

午後 1時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田 篤秀
署名議員		一 遠 龍彦
署名議員		前島 英樹